

二十 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益

改 正 後	改 正 前
<p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第1款 <u>更生会社等の損益等</u></p> <p>(更生会社等の事業年度)</p> <p>14 - 3 - 1 <u>更生会社等(会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(以下この節において「更生特例法」という。)の適用を受けている法人をいう。以下この節において同じ。)の事業年度は、会社更生法第269条第2項(事業年度の特例)又は更生特例法第149条第2項(事業年度の特例)の規定により、更生計画認可の時又は更生手続終了の日に終了するのであるが、この場合において、更生手続終了の日とは、次に掲げる日をいうものとする。</u></p> <p>(1) <u>会社更生法第51条(開始決定の取消)又は更生特例法第40条(開始決定の取消し)の規定による更生手続開始決定の取消しの決定があった日</u></p> <p>(2) <u>会社更生法第232条第1項(更生計画の認否)又は更生特例法第123条第1項(更生計画の認否)の規定による更生計画の不認可の決定があった日</u></p> <p>(3) <u>会社更生法第273条から第274条まで(更生計画認可前の廃止)又は更生特例法第153条及び第154条(更生計画認可前の廃止)の規定による更生手続の廃止の決定があった日</u></p> <p>(注) <u>更生計画の認可決定後における更生会社等の事業年度は、会社更生法第272条(更生手続の終結)若しくは更生特例法第152条(更生手続の終結)の規定による更生手続の終結の決定又は会社更生法第277条(更生計画認可後の廃止)若しくは更生特例法第155条(更生計画認可後の廃止)の規定による更生手続の廃止の決定とは関係なく、当該更生会社等の定款に定める事業年度終了の日において終了することに留意する。</u></p> <p>(財産の評価換えによる益金)</p> <p>14 - 3 - 2 <u>会社更生法第269条第3項(債務免除益等の課税の特例)又は更</u></p>	<p>第3節 会社更生法の適用に伴う損益</p> <p>第1款 <u>更生会社の損益等</u></p> <p>(更生会社の事業年度)</p> <p>14 - 3 - 1 <u>更生会社の事業年度は、会社更生法第269条第2項(更生会社の事業年度)の規定により、更生計画認可の時又は更生手続終了の日に終了するのであるが、この場合において、更生手続終了の日とは、次に掲げる日をいうものとする。</u></p> <p>(1) <u>同法第51条(開始決定の取消)の規定による更生手続開始決定の取消しの決定があった日</u></p> <p>(2) <u>同法第232条(更生計画の認否)の規定による更生計画の不認可の決定があった日</u></p> <p>(3) <u>同法第273条から第274条まで(更生計画認可前の廃止)の規定による更生手続の廃止の決定があった日</u></p> <p>(注) <u>更生計画の認可決定後における更生会社の事業年度は、同法第272条(更生手続の終結)の規定による更生手続の終結の決定又は同法第277条(更生計画認可後の廃止)の規定による更生手続の廃止の決定とは関係なく、当該更生会社の定款に定める事業年度終了の日において終了することに留意する。</u></p> <p>(財産の評価換えによる益金)</p> <p>14 - 3 - 1 の2 <u>会社更生法第269条第3項(債務免除益等の課税の特例)に</u></p>

生特例法第149条第3項(債務免除益等の課税の特例)に規定する財産の評価換えによる益金とは、会社更生法第178条(財産目録及び貸借対照表の作成)及び第181条(その後の報告等)又は更生特例法第90条(財産の価額の評定等)の規定により更生手続開始の時並びに更生計画認可の時及び裁判所の定める時期において作成される貸借対照表に記載された会社更生法第177条(財産の価額の評定)又は更生特例法第90条の規定による資産の評価額を基礎として計算される評価益(当該貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価損がある場合には、当該評価損に相当する金額を控除した金額をいう。)をいうのであるから留意する。

(債務の消滅による益金)

14 - 3 - 3 会社更生法第269条第3項(債務免除益等の課税の特例)又は更生特例法第149条第3項(債務免除益等の課税の特例)に規定する債務の消滅による益金には、認可決定を受けた更生計画に定められた債務の免除又は切捨てによるもののほか、更生債権として指定された期限までに裁判所に届出がなかったため債務が消滅したことによる益金も含まれるが、更生計画の定めるところにより更生債権者等に交付した新株引受権又は出資引受権について払込期日までに払込みがなかったため債務が消滅したことによる益金は含まれない。

(更生会社等が受ける私財提供)

14 - 3 - 4 更生会社等がその認可された更生計画に基づき役員若しくは株主等である者又はこれらであった者から金銭その他の資産の贈与を受けることとなった場合には、その贈与による益金の額は、会社更生法第269条第3項(債務免除益等の課税の特例)又は更生特例法第149条第3項(債務免除益等の課税の特例)に規定する債務の消滅による益金の額に含まれるものとする。

(更生手続開始前から繰り越されている欠損金額)

14 - 3 - 5 会社更生法第269条第3項(債務免除益等の課税の特例)又は更生特例法第149条第3項(債務免除益等の課税の特例)に規定する「更生手続開始前から繰り越されている法人税法第2条第20号(定義)に規定する欠損金額」は、更生手続開始決定の時に終了する事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表五(-)利益積立金額の計算に関する明細書」に翌期首

規定する財産の評価換えによる益金とは、同法第178条(財産目録及び貸借対照表の作成)及び第181条(その後の報告等)の規定により更生手続開始の時並びに更生計画認可の時及び裁判所の定める時期において作成される貸借対照表に記載された同法第177条(財産の価額の評定)の規定による資産の評価額を基礎として計算される評価益(当該貸借対照表に記載された資産の評価額を基礎として計算される評価損がある場合には、当該評価損に相当する金額を控除した金額をいう。)をいうのであるから留意する。

(債務の消滅による益金)

14 - 3 - 1 の3 会社更生法第269条第3項(債務免除益等の課税の特例)に規定する債務の消滅による益金には、認可決定を受けた更生計画に定められた債務の免除又は切捨てによるもののほか、更生債権として指定された期限までに裁判所に届出がなかったため債務が消滅したことによる益金も含まれるが、更生計画の定めるところにより更生債権者等に交付した新株引受権について払込期日までに払込みがなかったため債務が消滅したことによる益金は含まれない。

(更生会社等が受ける私財提供)

14 - 3 - 1 の4 会社更生法の適用を受けている法人がその認可された更生計画に基づき役員若しくは株主等である者又はこれらであった者から金銭その他の資産の贈与を受けることとなった場合には、その贈与による益金の額は、同法第269条第3項(債務免除益等の課税の特例)に規定する債務の消滅による益金の額に含まれるものとする。

(更生手続開始前から繰り越されている欠損金額)

14 - 3 - 1 の5 会社更生法第269条第3項(債務免除益等の課税の特例)に規定する「更生手続開始前から繰り越されている法人税法第2条第20号(定義)に規定する欠損金額」は、更生手続開始決定の時に終了する事業年度の確定申告書に添付する法人税申告書別表五(-)利益積立金額の計算に関する明細書」に翌期首現在利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、

現在利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、当該金額が負（マイナス）である場合の当該金額による。

（更生手続開始前の欠損金の損金算入）

14 - 3 - 6 更生会社等につき会社更生法第 269 条第 3 項 (債務免除益等の課税の特例)又は更生特例法第 149 条第 3 項 (債務免除益等の課税の特例)の規定を適用する場合において、財産の評価換え又は債務の消滅による益金（以下14 - 3 - 6において「評価益等」という。）の生じた日の属する事業年度に繰り越された既往の欠損金額のうち更生手続開始前から繰り越されたもの（法第57条第1項又は第58条第1項 (青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等)の規定の適用を受けるものを除く。）があるときは、当該欠損金額は、当該評価益等の金額の範囲内で損金の額に算入するものとする。

（更生会社等が新法人を設立した場合の欠損金の引継ぎ）

14 - 3 - 7 更生計画の定めるところにより設立された法人（以下この節において「新法人」という。）が、その設立に当たり更生会社等から欠損金に相当する金額を営業権等として引き継いだ場合には、4 - 2 - 8 (合併に際して営業権を計上した場合の処理)に準じて取り扱う。

（新法人が負担した租税公課）

14 - 3 - 8 新法人が更生計画の定めるところにより、その設立により解散する法人の納付すべき法人税、事業税その他の租税公課を負担したときは、これらの税額（解散した法人において未払金、引当金として処理したものを除く。）は、新法人の法人税その他の租税公課に準じて取り扱う。

（解散した法人から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等）

14 - 3 - 9 新法人が更生計画の定めるところにより減価償却資産を受け入れた場合には、その資産につき耐用年数省令第3条第1項 (中古資産の耐用年数等)の規定を適用することができるのであるが、解散した法人においてその資産につき適用を受けていた措置法第45条の2第3項、第47条又は第48条 (特定医療用建物の割増償却等)に規定する特別償却については、たとえ適用期間が経過していないものであっても、新法人ではその適用がないことに留意する。

当該金額が負（マイナス）である場合の当該金額による。

（更生手続開始前の欠損金の損金算入）

14 - 3 - 1 の 6 更生会社につき会社更生法第 269 条第 3 項 (債務免除益等の課税の特例)の規定を適用する場合において、財産の評価換え又は債務の消滅による益金（以下14 - 3 - 1の6において「評価益等」という。）の生じた日の属する事業年度に繰り越された既往の欠損金額のうち更生手続開始前から繰り越されたもの（法第57条第1項又は第58条第1項 (青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し等)の規定の適用を受けるものを除く。）があるときは、当該欠損金額は、当該評価益等の金額の範囲内で損金の額に算入するものとする。

（更生会社が新会社を設立した場合の欠損金の引継ぎ）

14 - 3 - 2 更生計画の定めるところにより設立された新会社（以下この節において「新会社」という。）が、その設立に当たり更生会社から欠損金に相当する金額を営業権等として引き継いだ場合には、4 - 2 - 8 (合併に際して営業権を計上した場合の処理)に準じて取り扱う。

（新会社が負担した旧会社の租税公課）

14 - 3 - 3 新会社が更生計画の定めるところにより、その設立により解散する会社の納付すべき法人税、事業税その他の租税公課を負担したときは、これらの税額（解散した会社において未払金、引当金として処理したものを除く。）は、新会社の法人税その他の租税公課に準じて取り扱う。

（解散した会社から受け入れた減価償却資産の耐用年数の見積り等）

14 - 3 - 4 新会社が更生計画の定めるところにより減価償却資産を受け入れた場合には、その資産につき耐用年数省令第3条第1項 (中古資産の耐用年数等)の規定を適用することができるのであるが、解散した会社においてその資産につき適用を受けていた措置法第45条の2第3項、第47条又は第48条 (特定医療用建物の割増償却等)に規定する特別償却については、たとえ適用期間が経過していないものであっても、新会社ではその適用がないことに留意する。

(解散した法人の貸倒引当金等の新法人への引継ぎ)

14 - 3 - 10 新法人が更生計画の定めるところにより、解散した法人の有する貸倒引当金等法に規定する引当金を新法人に引き継いだときは、合併の場合に準じて取り扱う。

(債権の弁済に代えて取得した新株又は出資の取得価額)

14 - 3 - 11 更生会社等に対して債権を有する法人(以下この款において「債権法人」という。)が、更生計画の定めるところにより当該更生会社等の新株又は出資(新法人の株式又は出資を含む。)を新たに払込みをしないで取得又は引受けをした場合には、その取得又は引受けの時における価額を当該新株又は出資の取得価額とすることができる。

(非更生債権等の処理)

14 - 3 - 12 債権法人が更生会社等に対して有する債権で指定された期限までに裁判所に届け出なかったため更生債権とされなかったものについては、その金額を当該更生計画の認可決定のあった日において貸倒れとすることができる。

更生計画の定めるところにより交付を受けた新株引受権又は出資引受権について払込期日までに払込みをしなかったことにより消滅することとなった債権についても、同様とする。

(解散した会社の貸倒引当金等の新会社への引継ぎ)

14 - 3 - 5 新会社が更生計画の定めるところにより、解散した会社の有する貸倒引当金等法に規定する引当金を新会社に引き継いだときは、合併の場合に準じて取り扱うものとする。

(債権の弁済に代えて取得した新株の取得価額)

14 - 3 - 6 更生会社に対して債権を有する法人(以下この款において「債権法人」という。)が、更生計画の定めるところにより当該更生会社が発行する新株(新会社の株式を含む。)を新たに払込みをしないで取得した場合には、当該新株を取得した時における価額をその取得価額とすることができる。

(非更生債権等の処理)

14 - 3 - 7 債権法人が更生会社に対して有する債権で指定された期限までに裁判所に届け出なかったため更生債権とされなかったものについては、その金額を当該更生計画の認可決定のあった日において貸倒れとすることができる。

更生計画の定めるところにより交付を受けた新株引受権について払込期日までに払込みをしなかったことにより消滅することとなった債権についても、同様とする。

二十一 収益事業の範囲

改 正 後	改 正 前
<p>(収益事業の所得の運用) 15 - 1 - 7 ..... (注)この場合、公益法人等(人格のない社団等及び規則第22条の2各号に掲げる法人を除く。)のその区分経理をした金額については、法第37条第4項(公益法人等のみなし寄附金)の規定の適用がある。</p> <p>(地域医師等による利用) 15 - 1 - 62 .....同条第1号.....</p>	<p>(収益事業の所得の運用) 15 - 1 - 7 ..... (注)この場合、公益法人等(人格のない社団等を除く。)のその区分経理をした金額については、法第37条第4項(公益法人等のみなし寄付金)の規定の適用がある。</p> <p>(地域医師等による利用) 15 - 1 - 62 .....同項第1号.....</p>

二十二 所得税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(1年決算法人からの配当に係る所得税控除額の所有期間あん分) 16 - 2 - 4 法人が、商法第293条ノ5第1項(中間配当)又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第102条第1項(中間配当)の規定により.....</p> <p>(信用取引等による買付株式がある場合の控除所得税額の簡便計算) 16 - 2 - 10の3 .....証券取引法第161条の2第1項(信用取引等における保証金の預託)の規定による..... (注).....</p>	<p>(1年決算法人からの配当に係る所得税控除額の所有期間あん分) 16 - 2 - 4 法人が、商法第293条ノ5第1項(中間配当)の規定により..... .....</p> <p>(信用取引等による買付株式がある場合の控除所得税額の簡便計算) 16 - 2 - 10の3 .....証券取引法第49条第1項(信用取引等における保証金の預託)の規定による..... (注).....</p>

二十三 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(技術等海外取引所得の特別控除額の配賦) 16 - 3 - 18 .....当該損金の額に算入する金額のうち同条第1項に規定する技術等海外取引による指定期間内の収入金額.....</p>	<p>(技術等海外取引所得の特別控除額の配賦) 16 - 3 - 18 .....当該損金の額に算入する金額のうち同条第2項に規定する技術等海外取引による収入金額.....</p>

<p>(資産の売却に係る収入金額)</p> <p>16 - 3 - 31 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(5) .....</p> <p>(6) 法第51条第1項(特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入)に規定する特定出資又は措置法第66条第1項(共同で現物出資をした場合の課税の特例)に規定する特定共同出資により取得した株式(出資を含む。)のうち、現物出資をした有価証券及び固定資産に係るものの取得の時ににおける価額の合計額</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p>	<p>(資産の売却に係る収入金額)</p> <p>16 - 3 - 31 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(5) .....</p> <p>(6) 法第51条第1項(特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮額の損金算入)に規定する特定出資により取得した株式(出資を含む。)のうち、現物出資をした有価証券及び固定資産に係るものの取得の時ににおける価額の合計額</p> <p>(注) 1 .....</p> <p>2 .....</p>
---	--

二十四 申告及び納付

改 正 後	改 正 前
<p>(申告書の提出期限の延長の特例の適用がある法人)</p> <p>17 - 1 - 4 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) 保険業法第11条(株主名簿の閉鎖の期間等).....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(5) .....</p>	<p>(申告書の提出期限の延長の特例の適用がある法人)</p> <p>17 - 1 - 4 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) 保険業法第15条ノ2(株主名簿の閉鎖、基準日の特例).....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(5) .....</p>

二十五 退職年金等積立金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(信託財産から控除する収益の分配額)</p>	<p>(信託財産から控除する収益の分配額)</p>

18 - 1 - 3 .....	18 - 1 - 3 .....
(1) .....	(1) .....
(2) 令第159条第1項第7号(適格退職年金契約の要件等)).....	(2) 令第159条第1項第7号(適格退職年金契約の要件)).....

二十六 国内源泉所得

改 正 後	改 正 前
<p>(資産の運用又は保有により生ずる所得)</p> <p>20 - 1 - 11 .....</p> <p>(1) 公社債を国内において貸し付けた場合の貸付料及び令第177条第1項第1号(国内にある資産の所得)に掲げる国債、地方債、債券若しくは資金調達のために発行する約束手形に係る償還差益又は発行差金</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(注).....</p>	<p>(資産の運用又は保有により生ずる所得)</p> <p>20 - 1 - 11 .....</p> <p>(1) 公社債を国内において貸し付けた場合の貸付料及び令第177条第1項第1号(国内にある資産の所得)に掲げる国債、地方債、債券、証券若しくは証書に係る償還差益又は発行差金</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) .....</p> <p>(注).....</p>

二十七 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>経過的取扱い...有価証券の評価に関する改正通達の適用時期等</u>)</p> <p><u>この通達による改正後の通達の適用に関し、次に掲げる事項については次による。</u></p> <p>(1) <u>この通達による改正後の6 - 3 - 3の取扱いは、この通達の日付の日以後に提出する「有価証券の評価方法の届出書」又は「有価証券の評価方法の変更承認申請書」に基づく有価証券の評価について適用する。</u></p> <p>(注) <u>法人が、この通達の日付の日に現に有する有価証券のうち、改正後の6 - 3 - 3により新たな種類の有価証券として区分するものについては、同日の属する事業年度において新たに取得したものとみなして「有価証券の評価方法の届出書」を提出することができる。</u></p> <p>(2) <u>法人が、内航海運組合法の規定により平成10年3月31日までに実施された船腹調整事業に基づいて取得したいわゆる建造引当権については、この</u></p>	<p>(新 設)</p>

通達による改正前の7 - 1 - 5の取扱いの例による。

(3) この通達による改正後の13 - 1 - 11の取扱いは、平成11年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。